資料3－2

【参考】位置情報プライバシーレポートと今般の実証・検証の比較

位置情報プライバシーレポート		今般の実証・検証
対象とする情報	対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されること	左記の位置情報の3つの構成要素に、付加情報である年代、性別、住所を対象として追加
加工手法・管理体制	加工の手法・管理運用体制（「十分な匿名化」の過程で作成される情報の管理体制を含む。）が適切であること及びそれについて適切に評価・検証が行われていること（例： PIA、評価方法、検証結果等の公表、等）	「技術視点」及び「運用視点」にて整理
オプトアウト規定	利用者が、いったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる（設定変更できる）契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること	「利用者視点」にて整理
利用者周知	契約約款等の内容（事後的に利用者が同意内容を変更できる（設定変更できる）こと並びに「十分な匿名化」後の情報の利用目的及び第三者提供に関する事項を含む。）並びに工の手法・管理運用体制及びその適切性についての評価・検証結果について、利用者に対する相応の周知が図られていること	

＋

「社会視点」にて、位置情報利活用が社会にもたらすベネフィット及びリスクを整理